

よくわかる 障がい福祉

あなたに合った暮らしを一緒に考えサポートします!



各区障がい者基幹相談支援センター連絡先

お問い合わせ先	TEL	FAX	お問い合わせ先	TEL	FAX
東区第1	607-3651	607-3652	南区第1	559-1929	559-1931
東区第2	674-1301	674-1303	南区第2	555-2461	555-2462
東区第3	292-5604	292-5607	南区第3	401-0016	401-0089
博多区第1	409-2478	409-2479	早良区第1	847-2764	847-2765
博多区第2	589-6292	589-6293	早良区第2	834-2006	834-2007
中央区	738-3314	738-3340	西区第1	885-5060	885-5065
城南区	874-7907	874-7910	西区第2	806-5259	834-2063

※開設時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日と年末年始(12/29~1/3まで)を除く)
緊急時には上記時間外でも対応いたします。(上記時間外は、専用の電話番号をご案内します。)

各区障がい者基幹相談支援センターの役割

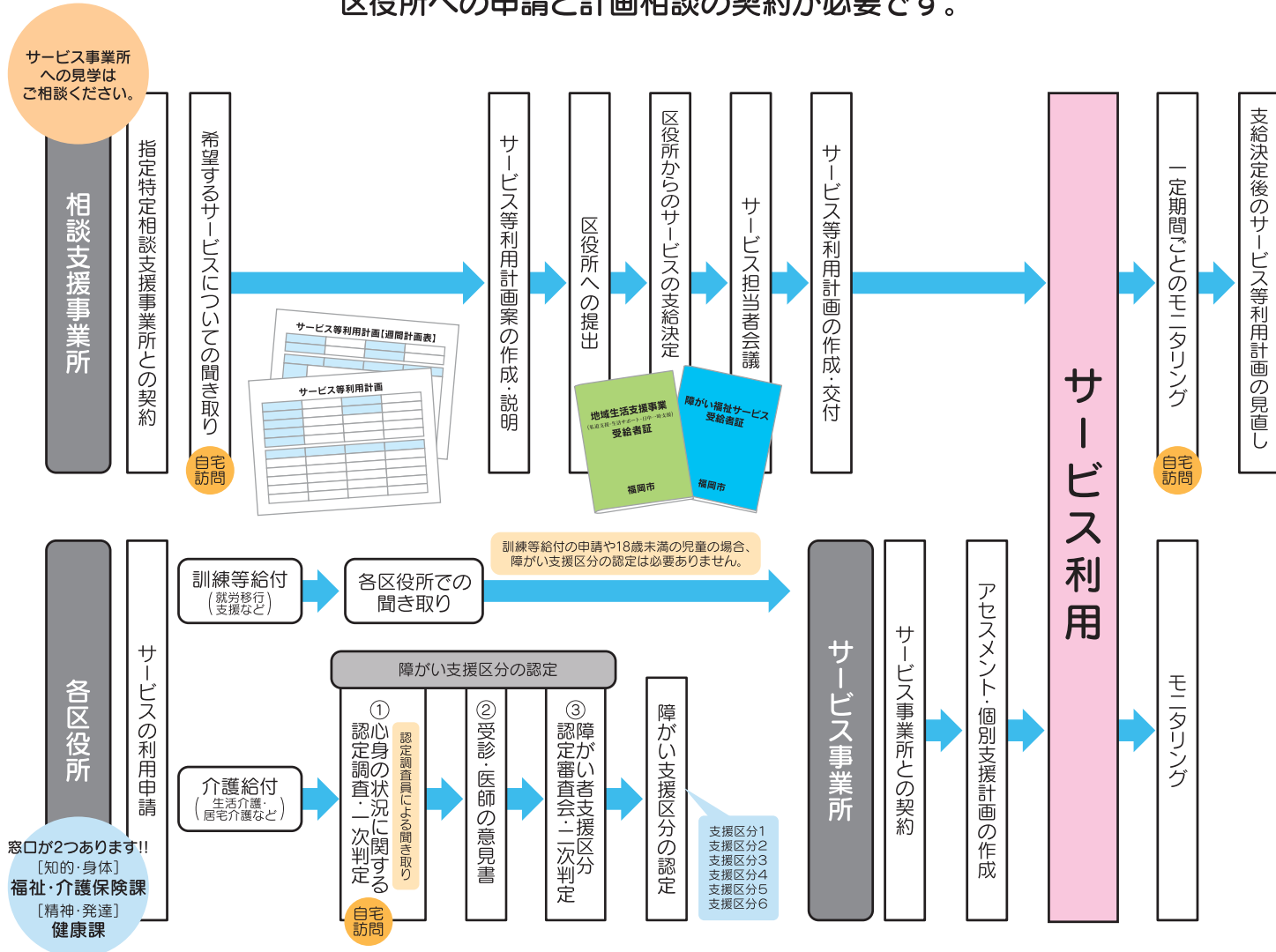
区障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方や、
そのご家族のための地域に密着した相談窓口で、
障がいのある方やそのご家族の日常生活の様々なご相談をお受けします。

作成: 区障がい者基幹相談支援センター

※区障がい者基幹相談支援センターは福岡市が委託した事業です。

サービス申請の流れ・利用

サービスを利用するためには
区役所への申請と計画相談の契約が必要です。



対象者

- 療育手帳を持っている方、障がい者更生相談所や子ども総合相談センターで知的障がいの判定を受けている方
 - 身体障害者手帳を持っている方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方、自立支援医療受給者証や医師の診断書(精神疾患)がある方
 - 難病患者(特定医療費受給者証を持っている方等)

手帳制度

身体障害者手帳

- 対象** 視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能、呼吸機能、ぼうこう又は直腸機能
- 程度** 1～6級
- 窓口** 福祉・介護保険課

療育手帳

- 対象** 知的障がい
- 程度** A1(最重度)
A2(重度)
A3(重度身体と中度知的との重複)
B1(中度)
B2(軽度)
- 窓口** 福祉・介護保険課

精神障害者保健福祉手帳

- 対象** 精神障がい
- 程度** 1～3級
- 有効期限** 2年
- 窓口** 健康課

障がい支援区分

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。

○障がい支援区分ごとに利用できるサービス

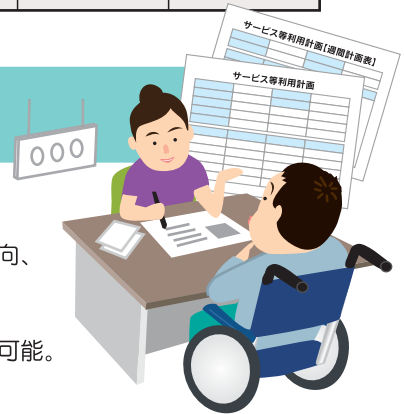
利用できるサービス[○] できないサービス[×]

障がい支援区分		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	通院等介助 (身体介護あり)	×	×	○(要件あり)				
	上記以外	×	○	○	○	○	○	○
同行援護		○	○	○	○	○	○	○
行動援護		×	×	×	○(要件あり)			
短期入所		×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護		×	×	×	×	○(要件あり)		
療養介護		×	×	×	×	×	○(要件あり)	
生活介護		×	×	○ (50歳以上)	○	○	○	○
重度障害者等 包括支援		×	×	×	×	×	×	○
施設入所支援		○(要件あり)			○ (50歳以上)	○	○	○

相談支援事業

サービス等利用計画について

指定特定相談支援事業所が心身の状況、おかれている環境、希望する生活やサービス利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類や内容などを記載したもの。
作成にあたっては指定特定相談支援事業所との個別の契約が必要になります。
サービス利用をするためには必ず必要なものです。※事情があり行政が認めた場合はセルフプランも可能。



相談支援の種別

指定特定相談

基本相談 障がい者・障がい児からの相談

計画相談 サービス利用支援

障がい福祉サービス利用前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所と連携を行い、サービス等利用計画を作成します。

継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業所との連絡調整を行います。

指定一般相談

基本相談 障がい者・障がい児からの相談

計画相談 地域移行支援

障害者施設、精神科病院、保護施設等を退所する方の地域生活の準備のための外出の同行支援や入居支援を行います。

地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行います。

指定障がい児相談

基本相談 障害児支援利用援助

計画相談 サービス利用支援

障害児通所支援のサービス利用前に障害児利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業所等との連絡調整を行います。

障がい者相談

委託相談(区障がい者基幹相談支援センター)

こども

児童発達支援・医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

保育所等訪問支援

専門知識を持った訪問支援員が、保護者や保育士等からの要請を受けて月2回程度、保育園や幼稚園などを訪問し、その子本人への直接的指導、保育士に向けたアドバイス等間接的支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

放課後等デイサービス

18歳までの就学中の障がい児に放課後又は長期休み等に、生活能力の向上に必要な支援、社会との交流促進を図ります。

発達障がい児日中一時支援

発達障がいの就学前児童の介護者が疾病などにより一時的に介護ができない場合に施設において日中支援、日常生活の支援を行います。

特別支援学校放課後等支援

特別支援学校に通う児童・生徒へ放課後等の活動の場の提供と保護者の就労のため、あるいはレスパイトを目的として放課後や土曜・長期休暇中に子どもを預かります。



緊急支援・レスパイト

短期入所(宿泊を伴う)・日中一時支援(日帰り)

障がい児・者の介護者が疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設などで日常生活上の支援を行います。

訪問型在宅レスパイト事業

在宅生活を送っている医療的ケアが必要な障がい児・者の自宅に訪問看護ステーションの看護師等が滞在し、介護者の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行います。



生活する

福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

子どもたちが集団で生活し、身の回りのお手伝いや自立に向けて支援するための施設です。医療型では、専門医療・リハビリの提供などを行います。

施設入所支援(入所施設)

集団で生活し、日中は生産活動や創作活動などをします。他の事業所の通所サービスを利用することもできます。

療養介護

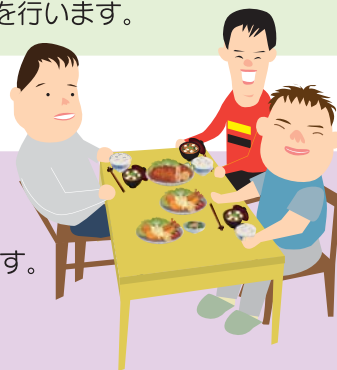
一定要件の障がいがあり、医療的ケアを必要とする方を対象に常時の医療や介護を行う施設です。

共同生活援助(グループホーム)

比較的小規模な住居や集合住宅に必要な支援や相談を受けながら生活する場所です。就職先に通勤したり、日中サービスを利用することもできます。

宿泊型自立訓練

知的又は精神障がいのある方が一定期間入所して生活する場所で、家事などの生活能力を向上するための支援や日常生活に必要な支援・相談をする場所です。(期間:2年)



在宅での支援

身体介護(居宅介護)

自宅にヘルパーが訪問して食事の介護、入浴、排泄などの介護をします。

家事援助(居宅介護)

自宅にヘルパーが訪問して調理・洗濯・掃除、買い物代行などの家事支援をします。

重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、身体介護や家事援助に加えて、コミュニケーション支援、家電製品などの操作の支援、見守り支援、外出時の移動支援を長時間に渡り、断続的に行います。

訪問入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある人に移動入浴車を派遣します。

自立生活援助

施設やグループホーム、病院などから一人暮らしを希望されている知的又は精神障がいのある方の住まいを定期的に訪問し、一人暮らしに必要なスキルを身につけられるよう支援をします。(期間:1年)



外出・社会参加

移動支援

一人での外出が困難な人にヘルパーによる移動の支援を行います。

行動援護

一人での行動が著しく困難な重度の知的又は精神障がいのある人が外出する際、ヘルパーによる移動の介護を行います。

同行援護

移動が困難な視覚障がいのある人にヘルパーが外出時に同行し必要な支援を行います。

通院等介助(居宅介護)

医療機関や役所等の手続きに行く際の介助、窓口の手続きの補助などを行います。

通院等乗降介助(居宅介護)

医療機関や役所等の手続きに行く場合に指定を受けているタクシーの乗車前と降車後に通院等介助の支援を行います。



就労

※ここに記載していること以外に、支給決定の要件がありますので、詳しくは福岡市の障がい福祉ガイドをご覧ください。各区の窓口までお問い合わせください。

就労移行支援

就労を希望している方に対して、働くために必要な知識・能力を身につけるトレーニングや、その人に合った職場探しのサポートを行います。(期間:2年)

就労定着支援

就職後、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。(期間:3年)

就労継続支援A型(雇用契約あり)

一般企業などでの就職に不安がある方に対して、障がいの状況に合わせた仕事を提供します。

就労継続支援B型(雇用契約なし)

一般企業などでの就職に不安がある方に対して、働く場を提供し就労に必要な知識や訓練、能力向上のための支援を実施します。



日中活動

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。(期間:機能訓練1年6か月、生活訓練2年)

生活介護

身の回りのお手伝いや自立に必要な支援に加えて、創作活動又は生産活動の機会を提供するものです。

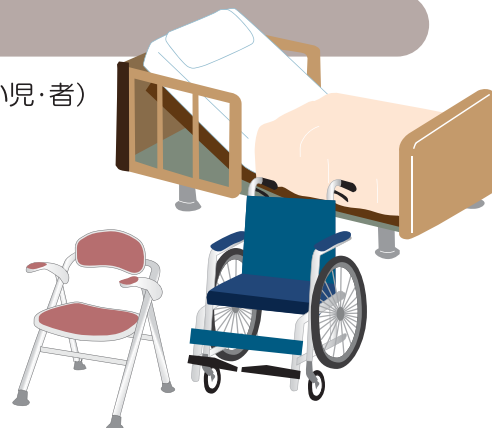
地域活動支援センター

創作活動又は生産活動、交流の機会を提供します。



その他のサービス

- 重度障がい者入院時コミュニケーション事業(意思疎通が困難な重度の障がい児・者)
- 補装具費の支給(車椅子・補聴器など)
- 日常生活用具の給付(特殊寝台・入浴補助用具・点字ディスプレイなど)
- 福祉電話の給付・貸付・声の訪問
- 緊急通報システム機器の設置(重度の身体障がい児・者)
- 徘徊知的障がい者搜索システム(徘徊行為のある知的障がい児・者)
- 点字図書給付事業
- 福祉用具リサイクル斡旋事業



サービス利用のための負担額

障がい福祉サービスを利用したときの費用

所得に応じた自己負担額(利用者負担上限額)があります。
ただし、利用者負担上限額よりもサービスに必要な費用の1割が低い場合は、低い方の額の負担となります。

福岡市の利用者負担上限月額

区 分				
・障がい者世帯は、本人及び配偶者の収入で決定 ・障がい児世帯は、住民票上の世帯員の収入で決定 ・20歳未満の入所者は、保護者等の収入で決定		在宅・日中活動系・ 居住系サービス (施設入所支援を除く)		居住系サービス (施設入所支援)
市民税非課税世帯	生活保護	生活保護世帯の人	0円	0円
	低所得	生活保護世帯以外の人		
市民税課税世帯	一般	市民税所得割額の 合計が16万円*未満の人 (障がい児世帯は同28万円*)	9,300円 (4,600円)	37,200円
		市民税所得割額の 合計が16万円*以上の人 (障がい児世帯は同28万円*)	18,600円 (18,600円)	

※平成30年度の税制改正前の市民税所得割の標準税率(6%)により算定した額

高額障がい福祉サービス費

その月に支払った利用者負担額の世帯合計が基準額を超えた場合に、その超えた額について払い戻しが受けられます。

65歳以上の高齢障がい者に対する介護保険サービス利用負担軽減

65歳に至る前の5年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれかの支給決定をうけられていた対象の方に対し、平成30年4月以降の介護保険サービスの利用負担額を軽減(償還)します。
詳しくは福岡市の障がい福祉ガイドをご覧ください。

医療費助成

※ここに記載していること以外に、対象となる要件がありますので、
詳しくは福岡市の障がい福祉ガイドをご覧ください。

重度障がい者医療

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担額を全額助成

- 対象** 身体手帳1又は2級、療育手帳A、
精神保健福祉手帳1級
- 窓口** 各区の保険年金課

更生医療(自立支援医療)

障がいを軽減・除去する手術や治療を受ける場合に自己負担額を軽減。1割が自己負担。

- 対象** 身体手帳を持っている18歳以上の人で手術等により障がい部位の機能が改善される見込みのある人
- 窓口** 各区の福祉・介護保険課

育成医療(自立支援医療)

障がいを軽減・除去する手術や治療を受ける場合に自己負担額を軽減。1割が自己負担。
(所得等に応じた上限額あり)

- 対象** 身体に障がいのある18歳未満の人
- 窓口** 各区の健康課

精神通院医療(自立支援医療)

精神科病院に通院する場合に自己負担額を軽減。1割が自己負担。(所得等に応じた上限額あり)

- 対象** 精神障がい(てんかん含む)のために継続的な通院医療を要する人
- 窓口** 各区の健康課

その他

- 後期高齢者医療制度 ○結核児童の療育の給付 ○特定医療費(指定難病)助成事業
○特定疾患治療研究事業 ○小児慢性特定疾病医療費助成事業 等

手当

※ここに記載していること以外に、受給できる要件がありますので、詳しくは福岡市の障がい福祉ガイドをご覧ください。各区の窓口までお問い合わせください。

特別障がい者手当

- 対象** 重度の障がいがある20歳以上の人
窓口 各区の福祉・介護保険課

障がい児福祉手当

- 対象** 日常生活に常時介護を要する20歳未満の重度障がい児
窓口 各区の福祉・介護保険課

外国人重度心身障がい者給付金

- 対象** 障害基礎年金等の受給資格がない重度心身障がい者
窓口 各区の福祉・介護保険課

特別児童扶養手当

- 対象** 精神又は身体に法令で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している人
窓口 各区の子育て支援課

福岡市重度心身障がい者福祉手当

- 対象** 重度の心身障がい者(児)
(福祉増進のために市独自で実施している手当)
窓口 各区の福祉・介護保険課

児童扶養手当

- 対象** 「離婚・死別などにより父又は母と生計をおなじくしていない児童」や「父又は母が重度の障がいの状態にある児童」を監護・養育している母・養育者・父
窓口 各区の子育て支援課

災害遺児手当

- 対象** 両親又は父母の一方を災害により失った遺児を扶養している保護者
窓口 各区の子育て支援課

年金・給付金

※ここに記載していること以外に、受給できる要件がありますので、詳しくは福岡市の障がい福祉ガイドをご覧ください。各区の窓口までお問い合わせください。

障がい基礎年金

- 対象** 病気又は怪我で国民年金法に定められた1・2級の障がいの状態になった場合に受けられるもの(20歳以上)
窓口 各区の保険年金課、入部出張所、西部出張所

障がい厚生年金

- 対象** 厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがで障がい基礎年金に該当する障がいの状態になった場合に障がい基礎年金に上乘せして支給されるもの。3級の障がいの状態にある場合は厚生年金独自の給付として支給される。
窓口 年金事務所

特別障がい給付金

- 対象** 障がい基礎年金を受給していない障がい者で国民年金に任意加入していなかった期間に生じた病気やケガにより、国民年金法に定める障がいの程度が1・2級である場合に支給されるもの
窓口 各区の保険年金課

その他

- 心身障がい者扶養共済制度
- 生活福祉資金(福岡市社会福祉協議会)
- 在宅酸素療法者に対する電気料助成事業
- 自動車運転免許取得の助成
- 自動車改造費の助成

権利擁護のための制度

成年後見制度

判断能力が不十分な障がいのある人や高齢者の権利を守るために成年後見人を定める制度です。

権利擁護のための相談窓口

福岡県弁護士会
高齢者障害者総合支援センター
「あいゆう」
実施団体:福岡県弁護士会
連絡先:724-7709

公益社団法人
成年後見センター・
リーガルサポートふくおか
実施団体:福岡県司法書士会
連絡先:738-7050

権利擁護センター
ぱあとなあ福岡
実施団体:福岡県社会福祉士会
連絡先:483-2941

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助・金銭管理・書類預かりサービス)

認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいのある人等で判断能力が十分でないために福祉サービスの利用等に支障のある在宅の人を対象に本人に代わって福祉サービスの利用援助、日常金銭管理、重要な書類の預かりなどを行います。

料金:福祉サービス利用援助・金銭管理…1,000円/回 書類預かり…3,000円/年 ※生活保護受給者は原則免除
実施団体:福岡市社会福祉協議会あんしん生活支援センター
連絡先:751-4338